

中ノ山墓地の景観と庶民信仰

竹中 友里代

中ノ山墓地内の石造物等の現況と現在の景観に至る若干の考察を行う。

墓地への道

中ノ山墓地は、八幡市八幡中ノ山にあり、市内最大の共同墓地である。男山の丘陵が南へ伸び、美濃山へと連なる中ほどにあり、男山団地開発で、周囲はすっかり住宅地に取り囲まれたようになっているが、戦前までは、八幡宮三の鳥居から南、円福寺までの男山丘陵は、松林が広がり、京都大阪から京阪電車を利用して手軽に楽しめる観光松茸狩りが有名であった。その後缶詰・瓶詰などの保存加工技術の向上により次第に筍栽培に転換し、男山に住宅開発が始まる昭和40年代まではこの丘陵全体に孟宗竹林が広がっていた⁽¹⁾。男山の山下の志水町から伸びる東高野街道は、近世の絵図では、片ヶ田（現史跡松花堂庭園の北側、字女郎花と字広門の境の小路）まで町家を描き、その辺りまでが志水の町場であった。

西車塚古墳の麓に八角堂という線香などを売る店があり、昭和30年代ごろまで、野辺送りの行列はここから引き返し、近親者だけで墓地に向かったことから、これより南が葬送の墓域であったと思われる。西車塚の裾野から道は、西方の樟葉へ向かう道と左の南へと続く二方向に分かれる。左の道が東高野街道でこの道を約1町半で中ノ山墓地の東の入り口に着く。

東の口の右横、道に面して東向きに無心庵という堂があった。昔は堂守が住み、仏像を祀り、墓地管理をおこなっていたと聞く。無住になり久しいため近年、石仏などがいつでも自由に拝めるように建て替えられた。「男山考古録」⁽²⁾には、無心庵は、以前は志水町櫻木原石橋より1町ばかり南西へ入る道の南にあったが、近来当地に移ったと記す。旧の位置は図2(123頁)の絵図で確認できる。

万称寺跡

中ノ山墓地の東の入口の左には「万称寺跡 右正平塚半丁 左中ノ山一丁」(写真1)、右には「正平塚・吾妻与五郎墓万称山」(写真2)と記す、昭和2年三宅安兵衛建立の石碑2基が立つ。昭和3年『八幡史蹟名勝誌』⁽³⁾には、「後ろの山を万称寺山と称し、文政3年町中ノ乞ニ任セ共同墓地トナス」とある。文政年間以降に万称寺に集まる百姓町人らの共同墓地として盛んに



写真1 東口の南に立つ石碑



た無心庵の南隣、少し小高い場所にあったという。図1「八幡山上山下惣絵図」(内閣文庫所蔵)などの近世絵図にその位置が確認できる。

万称寺は、「正法寺文書」⁽⁴⁾によると山号を浄業山と称し、承応3年（1654）本誉即童和尚を開基として、本堂本尊は、伝惠心僧都作の阿弥陀像である。「正法寺歴代住職表」⁽⁵⁾によると本誉即童とは正法寺17世住職の源蓮社本誉即童（？～1660）にあたる。万称寺先代住職は当寺に梵鐘を掛ける兼てよりの願望があり、その意に応えて当時の万称寺現住単誉有信の代に、正徳3年（1713）4月大坂の商人日野屋九兵衛と塩屋孫左衛門両人からの多額の寄進を得て、河内茨田郡枚方住の鑄物師田中家成によって鋳造された。鐘の銘文には、本寺である正法寺19世住職正蓮社顕誉露堂一止和尚を願主として、他に寄進施主の法名が夥しく彫付けてあるという。多くの信仰者によって出来た鐘の大きさは、高さ3尺8寸8分、差渡し2尺5寸4分、厚さ2寸7分の立派なものであった。この鐘は、時を知らせるためではなく、法要の期間に限って昼九ツ時と暮六ツ時に用いるものであつた⁽⁶⁾。絵図には、五間六間の本堂の北に鐘撞堂を記す。

万称寺では、多くの人が集まる常念仏回向が行われていた。常念仏回向とは、日時を定め、間断なく念仏を唱えることで、念仏の功德を亡者にめぐらせ、極楽往生を祈る仏事である。

正法寺文書には、万称寺から本寺正法寺宛に、延宝6年（1678）に一万日回向、元禄15年（1702）に二万日回向、寛延3年（1750）に四万日回向、宝曆3年（1753）に四万日回向、安永8年（1779）に五万日回向の5度にわたって念佛会を執行したいという願書が出されている⁽⁷⁾。

寛延3年の一連の文書があるのでみてみると、寛延3年2月付けで、万称寺誓信と弟子円超が連名で、本寺である正法寺に対して、願書が出された。その内容は、去る享保12年（1727）3月15日に三万日回向を勤めたが、来る未の年、翌年の寛延4年3月15日は四万日に相当し、回向執行の許しを得たいというものである⁽⁸⁾。同時に石清水八幡宮社務当職田中家に対して、披露の立て札を八幡神領内に掲示すること、また正法寺に対しても、八幡は勿論のこと京・伏見・河内の所々に立て

122

札を立て、より広範囲に披露を願い、その指図を仰いでいる⁽⁹⁾。正法寺からの指示であろうか、万称寺から翌月3月奉行所宛に八幡内に札を掲げたいという願書が出された⁽¹⁰⁾。奉行所では、立て札掲示の前に、回向執行の届けが正法寺はじめ社務からも出されていないことを糺され、先例を調べ示すよう差し戻される。本寺には詳細を語る留書が残っていないが、前回の元禄16年の二万日回向では、神領内のことなので、役所には届出ず社務のみに届け、立て札も神領内に限って立てたと返答した。役所で調べると元禄16年の届けと立て札の願書を記す留書が存在し、返答書が届け出を怠ったことの言い逃れであったことを指摘される。その後正法寺を通じて尾張徳川家から取りなしを願うなどやりとりがあり、その顛末を知る史料に恵まれないが、奉行所も大事にすべき問題ではなく穩便に八幡領内の独自のこととして、領内に限って立て札がゆるされたのではなかろうか⁽¹¹⁾。いずれにしても多くの信仰者を集める行事であったことは、確かである。

河内津田村の日記には、「宝暦4年3月7日八幡万称寺四万日廻向法事、芝居アリ」、また「安永9年3月9日より八幡万称寺五万日回向法事、芝居有」と記されている⁽¹²⁾。万称寺念仏回向は、八幡だけではなく、近在の村々にも知られ、仏事だけでなく芝居などの娯楽も群参する人々の魅力であった。

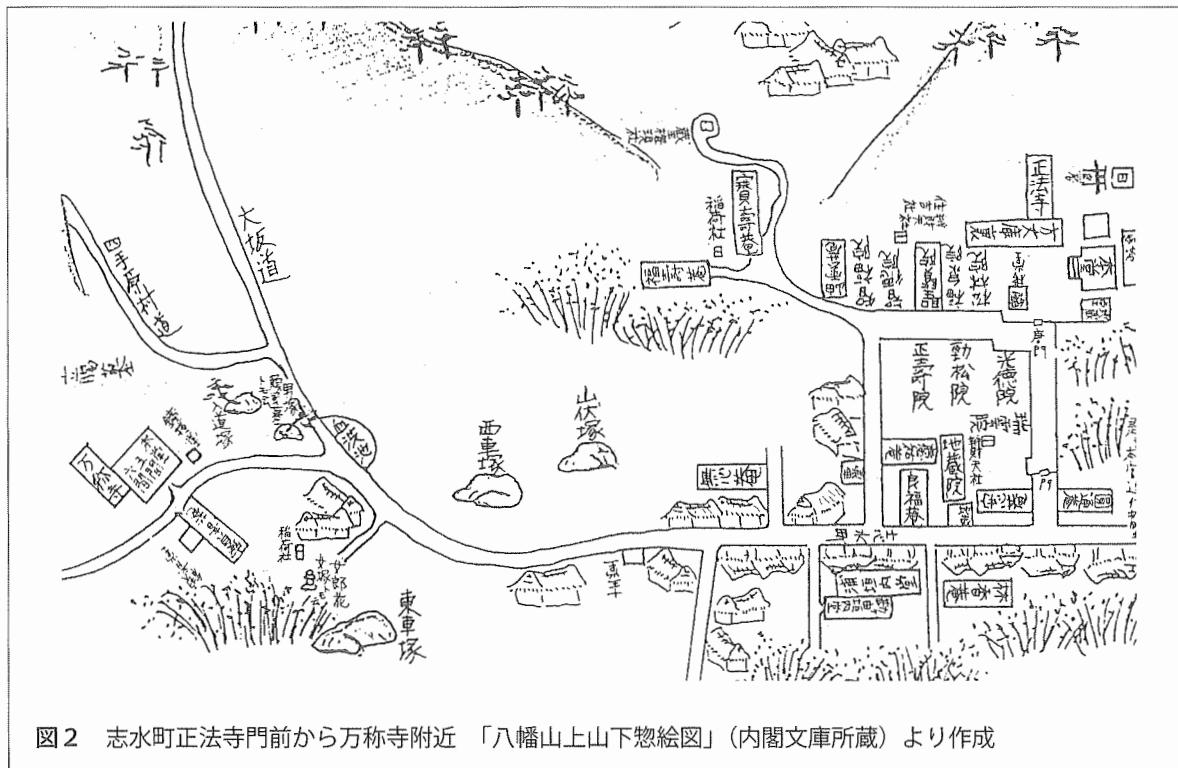


図2 志水町正法寺門前から万称寺附近 「八幡山上山下惣絵図」(内閣文庫所蔵)より作成

さてここで、万称寺の居住者を知ることができる。貞享4年(1687)の宗旨改証文⁽¹³⁾である。正法寺の末寺には、九品寺・西光寺・了徳庵・円通庵・宝光庵・聖賢院・玉樹院・万称寺の8ヶ寺⁽¹⁴⁾があり、これら各寺院の居住者の名前・生国と年齢を記す。万称寺には、住持の憶念が、生国は大坂で47才、弟子の淨道も大坂で41才、西求が奈良出身で37才、京出身の念称36才、18才の河内出身の憶善ら合わせて9名が寺内に住み、いずれも生国は大坂・京・奈良・河内・和泉の他郷出身

で八幡の者はいない。一方、他の末寺7ヶ寺には、合わせて9人、つまり一ヶ寺に1名か2名が住み、その内7名が八幡・美豆・伏見、ほか2名は京で、全て地元か近在の者であった。万称寺は、他の末寺に比べて多くの居住者があり、それも他国から移住した念仏者で占められていた。

境内地は、元禄5年（1692）には、東西20間、南北29間、240坪であったが、正徳年間に120坪の境内地が増え、さらに年貢地が寄進され、延享3年（1746）には東西30間、南北31間、942坪と寺地も次第に増大している⁽¹⁵⁾。寛保3年の万称寺絵図には、寺の東には小川が流れ、石橋を渡り南北55間、東西29間の敷地には、南の端に3間・7間半の庫裏があり、5間・4間半の本堂が渡り廊下でつながり、その北に釣鐘堂を備えていた⁽¹⁶⁾。

おそらく万称寺は、17世紀中頃の開創から常念仏回向の道場として八幡志水町だけでなく、大坂・奈良など近在からの庶民の信仰を集め、信者が増えるにつれ、境内地も拡大し、本堂に鐘撞堂など寺觀を整え、寺勢を増したのであろう。

文化4年（1807）に、洪水による凶作がもとで、橋本町はじめ八幡領内の百姓による打ち壊しが引き起こされたが⁽¹⁷⁾、11月12日頃より百姓が年貢不納の相談に集会したのが、ここ万称寺である。

19世紀になると、万称寺での宗教行事に関する記事は見られなくなり、その一方、「万称寺山」及び「万称寺」は、百姓町人が年貢減免等を相談する場として登場する。少々長い引用もあるが、社士日記の記述から追っていく。

文政12年（1829）正月6日頃より社務田中・新善法寺家より用金が申し付けられた⁽¹⁸⁾。

「正月17日、当職田中より片ヶ田卯右衛門江銀拾五貫目、同喜平次江七貫目、同七郎右衛門へ七貫目、南端義右衛門へ五貫目、祝井伊左衛門江六貫目、酒屋五郎吉へ六貫目、田町源二郎江六貫目、用金被申付候事、一統難渋之事、西村七郎右衛門・西村儀右衛門・横須賀源二郎者當正月6日、新善法寺より銀子式貫五百目取候而卑官ニ被申付候事」とあり、正月17日に社務当職田中家から、正月6日には新善法寺から志水町住人に用金が申し付けられた。

さらに「同23日今日神原町日野屋又七拾貫目、鍵屋孫兵衛七貫目、横町清兵衛七貫目、紙屋新兵衛五貫目、田中より用金申附ル、八木友右衛門去年12月拾貫目申付有之候所、今日五貫目出銀ニ而相済候事、又新善法寺より五貫目被申付候事、其外常盤・山路・森・家田・奥之町・科手・城之内数十家江用金被申付、役人鹿野讚岐・今橋常陸之介、世話人宇野田勘ヶ由左衛門・片岡少平・奥村權守・家田与三右衛門等也」、23日に田中家からまた用金の申し付けがあり、去年12月に命じられ、さらに追加された者もあった。こうして用金を命じられたのは、先の志水・田町・片ヶ田町だけでなく、常盤・山路・科手・城之内町に至る山下の町々全体の百姓町人で、その数は数十軒に上った。

2月橋本の社士からの情報が入る。「10日赴山田家、此間尊大人被仰片岡少平・坂井求馬より橋本町塩屋弥兵衛・鍵屋久左衛門・近江屋五兵衛・河内屋善兵衛四人へ銀子拾貫目宛、新善法寺殿内々用金之趣ニ而申付候処、落合図書・落合惣左衛門三人正明寺江赴、応対有之候而断被申達候事、去冬より田中家・新善法寺家より町人共へ借用金毎事被申付候而、下方一統難渋無申様義ニ付、尊大人色々御懸合有之候而先治候事、乍然又候哉申付候事も可有之哉、其砌難渋ニ付近々上京西役所江社務惡事

出訴之積也」とあり、内々と称して去年の冬から田中・新善法寺家から用金を申し付けられ、その対象は橋本の商人にも及び、社士仲間では、用金と称する社務よりの借用金取立ては、下方が難渋し、ひいては社士への年貢未進などにも影響し、神領全体が疲弊するとして、奉行所へ社務及び社務家役人の不正を訴えることとなった。その後幾度か社務と社士との交渉があった。「4月12日同夜町々惣代町人百姓万称寺江会合候而、社士中願意同意与力致度旨相談有之候事」とあり、各町の総代及び百姓町人は、万称寺に集り、社士仲間の願意に同意し、協力する旨取り決めた。しかし、こうしたやりとりに業を煮やした百姓は、同14日「夕方神領町々百姓町人不残、万称寺山江会合有之風聞有之二付、年寄溝口黙之介田中家江被呼候而、役人共差向候間、志水町地蔵堂借呉候様被申、又町肝煎江百姓町人寄合ニ參り不申様、示呉候様被申候事故、其趣肝煎江申聞候事」とある。神領内の百姓町人が大勢万称寺に集まり、不穏な雰囲気だという風聞が流れた。田中家からは、役人を差向けるので、志水の地蔵堂を借用したい、また町肝煎を通じて百姓町人らが寄合しないよう命じてくれるよう社士へ申し入れがあった。その後、田中家被官は、山角の番人を召し連て、無心庵へ出張して行った。暮れ方に追々町々から蓑笠を来て南へ向かって行った。当職役人も町会所へやって来て、「神原町百姓六人召捕候而、吟味有之候得共、寄合候始末白状不仕候ニ付、行司神原相模呼寄被預候事、其外田中町・紺座町ニ而三四人召捕候事、役人共者丑下刻被引取候事、百姓共者外郷も參り不申無人ニ相成候ニ付、引取候由、趣意者社務より用金押借有之ニ付、難渋困窮仕候ニ付、不正之役人今橋常陸之介・鹿野少弐・片岡少平・宇野田勘ヶ由左衛門杯ヲ壞候義徒党候事、尤大將分者無之事、右ニ付花井家ニ而小河和泉・神原但馬・同相模・予相談候而取斗候事有之候事」とある。

神原町の百姓6人が召し捕らえられたが、白状しなかったので行司の神原相模に預けられた。また田中町・紺座町からも3、4人が役人に捕縛された。その意図は、無理な用金を押し付けられ困窮に余って、今橋常陸之介・鹿野少弐はじめ不正役人宅への打ち壊しを企てたとしている。社務役人によってこの一件は鎮圧されたが、徒党を組んだ理由を捕縛された者は誰一人として明かさず、また主だった者もいないという。各町内が示し合わせ、統一した行動をとっている。この1ヶ月後の5月に放生川の川浚えが行われた。そこで社士に命ぜられる前に橋本町の担当場所を志水町が率先して手伝い、その差配に園町も従っている。志水町の指導力が発揮されている。志水町が各町を指揮して、支配者の不正に対して、団結して行動する、その意思統一の場が万称寺であったと思われる。

「5月2日両所尾州志水家・竹腰家江社務相手取願立候儀、京役所ニ而未何之沙汰も無之候ニ付、神領之儀者内緒も有地故、何卒勘弁致呉られ、京役所江使者ニ而も遣呉られ候哉、又尾州殿江戸寺社奉行衆江御頼被成、何卒神領静謐ニ相成、社務中我意不法之取斗無之様、社士中願意相立候様、御取斗被下候様、願ニ下向候事、此儀早春より花井七兵衛尉、正法寺院代より社務用金、自然西之堂之者又正法寺出入三十六人之中江申付候事有之者、断申立候間、其節志水家より如何様共取斗呉られ候様、頼書状遣候有之事、」とある。この一件を京の町奉行所へ訴えたが沙汰がないため、社士は、尾張徳川家の家老志水・竹腰両家を仲介に立て解決を試みる。そのなかで花井七兵衛尉と正法寺は、社務用金を西の堂の者と正法寺出入り36人に命じられたならば、当然家老の志水家を頼みとして、断るつ

もりであるとしている。おそらくこの騒動を指揮した志水町の住人は、尾張徳川家の威光を巧に利用しながら解決を図ろうとする社士・正法寺とともに、社務の不正に対抗している様子がうかがえる。

また、弘化5年（1848）の事件を見る。8月8日からうち続く大風雨で北堤3ヶ所が切れ、15日に行われる放生会は延引となり、土砂崩れ・橋本大門樋が切れるなど神領各所で被害を受けた。9月になっても水は引かず、道や堤などの修復も進まず秋を迎えた。神領一円が水没し、11月になって、明和・享和・文化の出水時の年貢額を引合に出すなど、神領各所で例年通りの年貢収納方は困難ではないかと相談され、日増しに百姓とのやりとりも頻繁になる。

家屋敷を流されるなどの被害を受けた社士からの訴えもあり例年通りの年貢収納は無理があり、社務・所司・神應寺や山下寺院らも交えた相談がなされた。12月6日には各収納米を減額した値段が提示された。しかし、多聞坊分など一部年貢を納めた者があることが知れ、兼官から早々に年貢収納に応じるよう百姓町人に申し渡された。ところが、12月9日「年貢収納日ニ候得共、町内百姓共万称寺山へ集会致居候而頓と不来、外郷百姓共も頓と米納不致、寄合所々ニ致候風聞」とあり、約束の収納日になっても、町内の百姓は、これを不服として万称寺に集会し米納を拒み続け、各所で寄合する百姓があるとの風聞もたつ。14日「志水町百姓惣代拾人斗程宛、手分ケ致し社務中・社士中不残ヘ勘弁致候様願ニ出不当之次第也、昼後又々当職へ出候而、町々地頭中へ願置口宜願旨申出ル」、とあり、百姓が10人ほどの団体を組み、それぞれ社務・社士など交渉相手の所へ手分けして押しかけ、再三勘弁してくれるよう頼み込んでいる。昼後時間をおいて、改めて当職や地頭へも願いでている。この行動に社士中も驚き、翌日寄り合い相談し、新たな額を提示する。翌日15日の記事には、「志水・神原町徒党寄合候儀叱リ吳候□□様、昼後当職へ可申立ニ治定、正法寺同意ニ候処、方丈了簡ヲ以、

其義今暫待候様、先出入三拾六人ハ、以後寄合ニ出候事相成リ不申、若出候ハゝ尾州へ可申遣旨、今晚申付候間當職へハ町内中斗出吳候様断、依而社士中不残當職へ出年貢今日納不申候間、触書通相守急々収納候様被仰付度、且徒党寄合之儀ハ成リ申間敷旨嚴敷被仰付度願候処其趣被聞届候事」とある。徒党を組む行動に社士も困惑したのか、社士中からは、寄合、徒党を組む百姓を社務から叱ってくれるよう申入れた。また正法寺も仲裁に同意し、出入り36人を呼び出し、寄り合いに出ないよう申し渡される。

この騒動でも主だった者が正法寺出入り36人と称される者達で、前回の文政12年でも関与している。おそらく、正法寺及びその末寺、宝寿庵や安心庵（図2）などの寺庵に入りし、万称寺に集会した者ではなかろうか。



図3 中ノ山付近（明治18年）

16日には「志水百姓惣代五人神原三人被呼出、昨日願之趣被申付請書調印被申付、此上難渋之者ハ地頭へ願候而、勘弁受候様、地頭も穩ニ勘弁致候様、行司へ向被申聞候事」とあり、収納を厳命されながらも首謀者である志水・神原町百姓惣代らの願いはある程度聞き届けられ、文政時の反省も相まってか、難渋者に対しては、地頭は穏やかに勘弁するという返答を取り付けている。万称寺に集会する百姓町人の存在は、社務だけでなく、年貢収納の実務担当者である社士にとっても脅威を感じる存在となっていた。

庶民の会所となつた万称寺は、安政2年（1855）には無住となつてゐる。庶民信仰の機能が失われた万称寺は、維新後八幡の多くの寺院が衰退したように、明治5年（1872）正月21日には破却され、梵鐘も海外に売り捌かれたといつ（¹⁹）。図3の明治18年の地図には、跡地と思われる竹林が墓地の東山裾に区画され、わずかにその跡地を示してゐる。

貞享石灯籠　貞享3年（1686）

東口横には、火袋が失われた貞享3年（1686）の石灯籠が立つ（写真2）。銘文には、「貞享三丙寅年霜月十五日／興願主平井九良右衛門尉藤原正次／寄進衆中馬場町神原町志水町施主敬白／八幡志水上臥墓石灯籠」とある。願主の平井九郎右衛門については不明であるが、平井氏は「元禄3年社領改帳」（²⁰）に安居脇頭神人の平井善兵衛、神綱神人の平井甚右衛門があり、「八幡宮筆記」（²¹）には「神馬別棟平井氏補之一人」と記す。明治6年「各社神官身分所置」（²²）に平井氏の名がないことから、おそらく百姓町人の身分で、山下の馬場町・神原町・志水町を構成する有力な神人であった。



写真2 中ノ山墓地東口
万称寺山石碑と貞享石灯籠（左）

六体地蔵　正徳6年（1716）

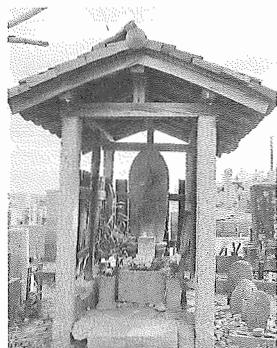
東高野街道に面した東の口の六体地蔵で、志水・神原などの町々はここから入る。光背含む高さ1.3mほどある大振りの石仏には、各像の左右には「十月十五日」「上人」等六体それぞれ違った刻銘が確認されるが判読はできない。六体地蔵の中央に「南無阿弥陀佛為三界万靈六親」と記す石碑が立ち、右背面に「正徳六丙申年三月日」とある。

六体地蔵（幣原道）　延享元年（1744）

墓地の西、幣原道からの入り口にある小ぶりの六体地蔵が立つ。その中央の万靈塔には「六体地蔵

施主志手原村権兵衛／延享元年申子十月廿七日」とあり、幣原村の権兵衛によって東口のおよそ30年後の延享元年（1744）に設置された。

北向觀音石仏　正徳3年（1713）



東の口から龕前堂へと上る墓道中程の南側に觀音石仏（写真3）がある。石仏光背左右に「蓮心妙法信女正徳三癸巳六月初七日／無相還空信士 正徳三癸巳九月初四日」の銘文がある。墓地台帳では共有地である。覆屋の礎石は「明和九年（1772）三月十日俗名やち」、「橋本町社士落合五郎左衛門藤原經熙娘之墓母橘□子建之」の銘文が判読でき、墓石が転用されている。覆屋の屋根瓦は、ほとんどが「美瓦官」と刻印されるが、西北角に1枚唐草紋のあるに平瓦に「八幡瓦勘」の刻銘がある。

写真3 北向觀音石仏

供養塔　享和2年（1802）

龕前堂東南角には石碑上部に舟形に掘り抜いた中に、蓮華に座す地蔵を彫刻する供養塔（写真4）がある。その下には「俗名 伊之助・治郎吉・吉五郎・虎吉・おすへ・宇之介・杢之助・おかめ・乙松」側面に「享和二年戊五月十九日」「世話人市場丁から屋嘉七・平谷丁佐山屋藤兵衛」と記す。

建立の由緒は記されていないが、「見聞録」⁽²³⁾には、享和2年（1802）5月19日に「城州八幡山東ノ原、立五丈・横七拾間崩レル、前日より山鳴動する故、寺子共八人見物參候所、山崩レ、下ニ成、皆々死ス、大人弐人以上拾人死ス、前日八幡様御馬死、別当人死ス、頓死也」とある。

八幡の橋本東原、講田寺西の裏山が前日から山が鳴動するという噂がたった。物珍しさに人が集まったところへ山が崩れ、寺子屋に通う子供8人を含む見物人が巻き込まれ、下敷きになって亡くなった。被災者の親であろうか、市場町のから屋嘉七と平谷町の佐山屋藤兵衛が世話人となって、供養のための石碑を建立したものであろう。

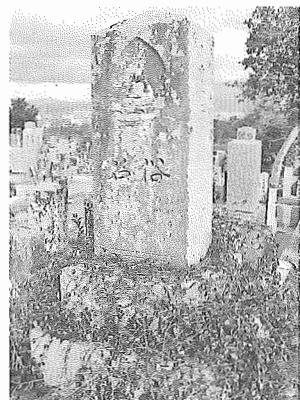


写真4 享和の供養塔

山上坊の墓所

現在の中ノ山墓地内には、幣原村道からの入る墓道の南に二箇所の樹木が生い茂った小山がある。西側は、明治期の墓地区画図と墓地台帳と照らし合わせると、35坪の敷地に25基の石碑がある「無縁持主男山坊中」である。また墓地図には、その東北の隣の区画に2基の石碑がある「角坊」の墓

所がある。

写真5にあるように、樹木と笹が生い茂り、冬以外は入ることが難しいが、聖觀音像と千手觀音の石仏2基と、「法印」「權大僧都」「大阿闍梨」や「杉本坊」「橘本坊」などと僧官僧位や男山山上坊名を記した卵塔・一石五輪塔などが、14基が確認できた。石清水八幡宮山上にあった俗に「男山四十八坊」と称される諸坊の僧侶の墓所であった。明治の神仏分離で、それらはすべて破却され、坊の史料は少ない。

よって刻銘が確認できた12基の銘文を以下に記す。

- ①卵塔「大阿闍梨權大僧都亮雅」「文政二卯年五月十一日／八木氏建之」「山上角坊」
- ②自然石「橘坊内／生國紀州／慈觀房快延塚」
- ③「前少別當宗晃塔」「御殿司杉本坊一代」「寛政九年十月十五日入寂」
- ④「大阿闍梨孝延□□」「橘本坊」「宝暦六丙子六月十五日」
- ⑤「阿闍梨增光不生位」「宝暦七丁丑十月一三日」「山上梅本坊／行年二十九歳」
- ⑥「元治元子年三月廿四日／闊伽井坊同宿」「阿闍梨孝瑞不生位」
- ⑦千手觀音菩薩像 正面「文政五年二月廿四日闊伽井坊」「大阿法印權大僧都孝賀和尚」
側面「弘化三年二月廿四日／遺孫弟孝基代／院監孝瑞建之」
- ⑧聖觀音菩薩像 正面「法堂童坊享顕大和尚／安永四乙未八月十九日寂」
側面「寛政十二年庚申年十月／權律師孝榮建焉」
- ⑨「阿闍梨智門賢恕位」「慶応三卯年十一月朔日」「小野氏」
- ⑩「阿闍梨孝実不生位」「天保三年七月十六日闊伽井坊」
- ⑪「智皓阿闍梨耶墓」「智皓上人一名大巖俗姓吉川氏泉州／人也嘗自言吾學文於生玉大玄受法／中坊孝教蓋幼齡遷浪華而遊學壯年／於男山而為僧者矣性行不羈不與俗／唯吾二三子知其非常人然又以善医／名聞遠近最用峻下能救危篤以寬延」「午仲夏十五日生以寛政辛亥仲冬／住世四十二而薪蓋火滅矣嗚呼哀哉／水不返去者日疎而既無俗緣又無法／則後來誰有為之供香者哉二三子／其如是也將謀建碑於志水墓所以存／跡於千載不朽乃使余作碑文於是乎成」「德不自揣遂撰其文且作銘曰／身已歸佛心猶在醫／濟度之道均是慈悲／花井忠恒／森元友徳／片岡光貞」
- ⑫「快雅阿闍梨」「姪吉田雅孝」「阿闍梨一名蜜藏号石口／人也父吉田雅嘉母木口／登雄德山隨孝延披鬚口／運入壇灌頂受兩部秘法／通顯密戒信有部恒感慨／有浮囊缺者寬容夙度善」「寛政二正月疾病蓋漱拝佛遺戒諸弟子／資五十二葬于女郎花」

正平塚

東の方にあるもうひとつの樹木の茂った塚は、石垣を数段積み上げ、東から拝礼できるよう敷石を



写真5 山上坊の墓所

並べている。塚の入口右手自然石に「忠臣塚」の裏には「昭和十九年五月建之／園町中／信海」とあり、その横の板石には「記念／園町中／石工西村信太郎／勤労奉仕ニテ竣成ス／昭和十九年十月建之／慧俊信海」とある。左手には「四條隆資卿古碑」「圓明院大納言古碑」「三條雅賢卿古碑」と記す標柱が三基ある。中央には五輪塔が前後に二基あり、手前の一石五輪塔には、正面に「將卒三百人墓」、側面に「正平七年五月十二日玉碎」とある。奥の一段高い五輪塔には、正面に「贈從一位左大臣四條隆資卿塔」とある。



写真6 正平塚

戦時中の昭和19年（1944）に慧俊信海によって、この正平塚（写真6）は整備された。慧俊信海とは、八幡城之内町の畠商を営む今中伊兵衛（1872～1953）で、史跡松花堂の前所有者西村芳次郎氏の実弟である⁽²⁴⁾。今中は、兄西村同様に郷土史に興味を持ち、西村が松花堂庭園を父井上伊三郎より受け継いだ後、園内の作庭を手伝ったという。昭和8年から二区の区長を勤め⁽²⁵⁾、家業を娘婿に譲った後、晩年は青林庵⁽²⁶⁾で読書のかたわら庭木の手入れをして過ごしたという。

『正平塚建立由来記』⁽²⁷⁾では、今中の整備の20年前に西村兄が東西20間、南北15間の敷地を定め、正平塚の石柱を四方に立て、鉄条網を張りめぐらせ保存に努めたと記す。塚の東口と北側にある「正平塚古墳」と記す石碑は、昭和2年の三宅安兵衛遺志によるいわゆる「三宅碑」であり、建碑に伴い西村も墓域の確保を行っていたのであろう。

『由来記』には、現地を査察すると「中央ニ大ノマンジウ、左右ニハ中ノマンジウ、其上ニハ古キ石碑三基存置ス、其ノ周囲ニハ小ノマンジユウ二百余個ヲ保存有之」とある。明治の墓地台帳にも石碑三基を記すことから、近世末には塚が存在したと思われる。

昭和のはじめ頃には塚は荒廃し、西から個人の墓地開発が拡張し、四条隆資を祀る大の塚が暴かれ、その辺りへの土葬が及んだ。当時の墓地の管理者であった安心庵住職の河中氏と世話方が、このまま放置すると数年のうちに、すっかり個人の墓地に化してしまうだろうと今中に相談したことがきっかけとなった。

読書家であった今中は、太平記卷31「南帝八幡御退失事」で合戦の舞台で、南朝忠臣の四条隆資らを祀る塚が消滅することを危惧し、また改造建設は兄の遺志を継ぎ自ら行うほかないと決意し、自費数千円を投じ整備に乗り出したのであった。区長であった関係からか二区内の園町17名の有志が10日間の勤労奉仕を行い、石工の西村信太郎の奉仕によって竣工した。戦時下の忠臣顕彰事業であった。

工事にあたっては「周囲ノ小マンジウ約四十個ヨリ骨ヲ交エン黒土出ル、中央ノ土マンジウヨリ三尺位ノ古ツボ出土ス中ハ空ニテ少シロ破損セリ依テ塔下ニ埋ム」と記録する。

吾妻与五郎墓

近年周囲に墓石が立てこみ、所在が分かりにくいかが、昭和2年10月京都三宅安兵衛の遺志によって建てられた「吾妻与五郎墓」の石碑によってようやくその場所に辿りつける（写真7）。

「男山考古録」では上臘墓は「俚俗吾妻墳ともいふ」とある。文楽や歌舞伎で演じられる「引窓」の主人公傾城吾妻のことをさすのであろう。『八幡史蹟名勝誌』には「淀屋辰五郎ノ変名ナリ、近世迄夫婦二基アリシニ今ハ一基存スル而已、石玉垣アリシニ今ハ亡廃シテ見当ラズ、漸ニ隣地ノ墓境中ニ進入スルノミ」とある⁽²⁸⁾。宝永2年豪奢な生活を咎められ欠所処分を受けた淀屋辰五郎が遊里で執心した傾城吾妻を身請けし、共に八幡で隠棲した。それが引窓の主人公吾妻と与五郎であるという、西村芳次郎の考えによって墓碑が立てられている。



写真7 吾妻与五郎墓所（左）と墓所入り口に立った三宅建立碑

石仏群 「十三仏」「二十五菩薩」「三十三観音」

龕前堂を中心に北に十三仏、南に二十五菩薩、そこから一段下がった北斜面に東西に三十三観音の石仏が整然と並んでいる。墓地内の石仏の銘文分析及び画像は、本報告書の東昇「八幡市中ノ山墓地の墓地図と石仏群」(137～139頁)・「石仏群調査報告」(140～153頁)に詳しい。

まずA地区の三十三体の石仏について、光背の右上部に1から33の番付けされている。1と33は「番」が漢字で、2から32までは、ひらかな「ばん」で、変体カナ「者」(は)に「。」(濁点)が付されている。西国巡礼三十三所の各札所に祀る觀音菩薩を型どったと推定される石仏群である⁽²⁹⁾。三十三とは、『法華経』普門品の説くところに觀音が衆生救済のために三十三の姿に変じる「三十三身」による。觀音の功德に預かるため巡拝する靈場を墓地に再現し、現世来世二世に渡って救済を求めるものであろう。この墓地については次のような文書がある。

永代除地定之事

一墓所四番觀世音場所三坪、

此度除地相定、右之料三十三匁

受取仕候事、実正明白也、然上ハ

右地面之内へ、外之塚等一切不仕、然

除地定之義ニ候得者、御布施地代者

時之御受可申候、為後日除地定

書付指上可申候、一札如件

角 善七（印）

同 弥助（印）

天保三辰年霜月

嶋村定右衛門様

あらかじめ設定された4番の観音の墓所3坪にたいして、33匁の代金を石清水八幡宮仕丁座神人の嶋村定右衛門より角の善七・弥助が受け取り、この除地には他からの塚は一切作らないことを定めている。田中淳一郎氏・東昇氏によって、中ノ山墓地における墓碑の設置や墓地管理が角之町の隠亡によってなされていたことが指摘されている⁽³⁰⁾が、本史料の善七・弥助も両氏のいう角垣内の隠亡に属すと考えられる。天保3年（1832）のこの文書によって、計画的に墓地を配置し、33匁の代金も三十三所にちなんだ数であろうか、各区画を3坪に設定して販売したことが明らかである。

A32、33番の石仏の台座には、「水月菴／四手原」とあり、現在八幡市福禄谷にある臨済宗妙心寺派の水月寺が加わっていた。A地区の寄進者は、幣原村出身者が多く、銘文にも「幣三郎右衛門」「幣原松右衛門」とある。

文政5年（1822）春に龕前堂は、八幡志水の田町や勘ヶ由垣内・神原町谷畑の百姓町人らが世話人となって建設されたのであるが、その龕前堂を中心に北側にB区の十三仏が、また南へ伸びる通路の両側に二十五菩薩が立ち並ぶ。B区及びC区の各墓地の広さは、それぞれ4坪に区画されている。

B区の石仏十三仏は、死後初七日から七日毎の中陰までと33回忌までの法要を司る仏を表現し、垂迹説により十王に配されるなど室町時代には成立した民間信仰といわれる。中ノ山の十三仏の特徴は、阿弥陀の左右に両脇に觀音・勢至を従える三尊形式を北の端に配置していることである。

各石仏は、舟形光背に半肉彫りで仏の形を彫り、光背の右肩に「不動明王」「釈迦如來」「文殊菩薩」と仏菩薩の名称を、また仏の頭上、光背上部中央に仏を表す梵字を刻む。台座は不動明王の岩座以外はすべて蓮華座である。台座と仏像と方形の台石は別材を後で挿し込む構造である。この三部材からなる構成は、C区の石仏も同様であるが、A区は、蓮華座と仏像光背が一体で、方形の台石と二材構成である。この方形の台石の三面に寄進者名や先祖代々・戒名などが刻まれる。

C区の二十五菩薩については、源信の『往生要集』では「阿弥陀仏を念じて、往生を願う者を擁護したまふ」とあり、念佛者を擁護すると説かれている。平安時代以降来迎思想が高まるにつれ、臨終の際に阿弥陀如來に従い極樂淨土に来迎する菩薩の一団として考えられるようになり、鎌倉時代には来迎図として盛行するが、そこには地蔵・龍樹菩薩を僧形で描写する二菩薩が加えられる。「二十五菩薩和讚」でこの菩薩の持物や姿形を説くように、楽器を奏で勇躍し、変化に富む図像で表現される。B区同様に舟形光背に半肉彫りで仏の姿を彫り出すが、光背の右肩に漢数字で番付し、菩薩名は左肩に刻す。1から12と25・26は、菩薩を「++++」の異体字で表す。



写真8 東口墓道から龕前堂を望む



写真9 龕前堂内の阿弥陀如来像



写真10 B区十三仏
龕前堂の北に広がる



写真11 C区二十五菩薩
龕前堂の南に広がる

東口から墓道（写真8）を登り、西向きに歩むその先には、龕前堂の阿弥陀如来像（写真9）がある。まさに西方浄土への道筋のようである。その左右にB・C両区がひろがり（写真10、11）、その南北両端には、石仏の列を従えるように中央に阿弥陀如来像を配置している。亡者の往生を願い、臨終極楽の世界を表現しているのである。両区ともに宝寿庵が願主となり、その台座銘からB区は文政5年、C区は翌年の文政6年である。

A区は、B・C区に少し遅れ10年後の天保3年（1832）で、最後の33番の十一面觀音石仏の背後には、自ら行脚して最も弱い衆生を救済するという地蔵菩薩像を配置する。

各区ともに、一区画を2家で分割して利用しているところもある。その場合、両家が接する墓所内の中央に石仏を設置し、それぞれの左右側面に両家名を刻んでいる。

これら石仏群の所有者は、明治の墓地台帳や墓石銘から判断するとその身分のほとんどが百姓町人である。A地区の嶋村家については、石清水八幡宮の仕丁座神人で、士族に編入されているが、その職務は、八幡宮の警備や神札・護符・八幡參拝土産の目釘竹の販売など商業的な部分があり、その活動は町人に近い。

このようにAからC区の石仏群は、中ノ山墓地の山頂から中腹部分を占め、同じ広さの区画が整然と整備され、庶民が求める仏の世界を表現している。

ここで中ノ山墓地全体の墓地所有主の身分的な分布を考えると、墓地台帳に記す身分と、明治6年士族身分取調べ⁽³¹⁾から、社士身分が判明した家を記入したのが139頁、図1である。士族の墓は、東口の入り口附近からと中程までの、特に墓道から南へ入った東斜面に集中している。また北側斜面の山裾にも取り巻くように並んでいる。墓域も10坪以上あるものから7、8坪と広くとり、地形に沿つて区画され、墓石の年代も古いものが多い。中ノ山の墓地開発は、これら石清水八幡宮の社士からはじまり、次第に有力な百姓町人も空いた土地に墓石を建てていったのであろう⁽³²⁾。文政5年(1822)の龕前堂建設は、前年11月志水の百姓町人からの発案であり、石仏群の建設にも、百姓町人の墓は一定の規格でまとまりを見せており。これには、念佛回向などの仏事に熱心な庶民がその極楽浄土の世界を自分たちの墓域に再現し、そこへ自家の墓地を定め、石仏を招き入れることで、来世の平安を願い、先祖供養を家毎に行うようになったのであろう。

当初万称寺は、念佛唱和に専心する庶民信仰の場であった。それが墓地整備で百姓町人の身分としてまとまり、そして、B・C区に墓地を所有する酒屋五郎吉・紙屋新兵衛・片ヶ田源右衛門らは、先述の文政12年の争論当事者であることから、おそらく彼らが年貢減免運動へと発展させたのである。

中ノ山墓地の石仏群の整備によって、個人の極楽往生を願うだけでなく、先祖供養を通して、「家」の観念を成熟させており。神領内では、安居百姓96人組など百姓も徳川家康領知朱印状を所持し、石清水の放生会にも奉仕している。朱印状所持者として神領を構成する点では、社士・神官らと等しい。百姓町人身分であっても、石清水神人・正法寺出入りとしての自負は、社家や武家と同様に代々継承すべき「家」を持っていたのであった。信仰と墓地管理を通して百姓町人が自ら地域の自治へと目覚めていったのであろう。

【註】

- (1) 拙稿「山の景観の移り変わり」(八幡市教育委員会『男山で学ぶ人と森の歴史』平成17年)。
- (2) 長瀬尚次「男山考古録」521頁、嘉永元年(石清水八幡宮『石清水八幡宮史料叢書』一、所収)。
- (3) 西村芳次郎『八幡史蹟名勝誌』昭和3年、私家版。西村芳次郎は実父井上忠継より史跡松花堂を受け継ぎ、そこで三宅清次郎の道しるべ建碑に協力した。(『京都府立大学文化遺産叢書』第3集)。
- (4) 正法寺文書第24箱B14-12・第7箱587 京都府教育委員会『京都府古文書調査報告書山城国綴喜郡八幡正法寺古文書目録』平成3年。
- (5) 前掲(1)494頁「正法寺歴代住職表」。
- (6) 正法寺文書第8箱210・第24箱B14-12。幕末ペリーの来航以来、異国船入津が相続り、海辺防衛に備え大砲小銃が急務の品となる。諸国の寺院の梵鐘を改鑄するため、その寸尺・重さ・銘文などを調べ、詳しく書き出す様命ぜられた。奉行所よりの通達は、八幡神領には6月に当職を通じて達せられたことが社士日記に記されている。取調べは、古名器・時を知らせる鐘と本寺分の鐘は、除外されたが、万称寺はその対象となり、鐘の供出を申し出ている。正法寺文書第24箱B14-12(安政2年11月)、本史料は、奉行所に提出した取調べの写しである。神領内の同じ浄土宗寺院である念佛寺もこの取調べに対

して、念佛寺及び末寺 18ヶ寺の梵鐘を奉行所に報告している（「念佛寺文書」24・25号）。

- (7) 正法寺文書第8箱 180、166、170、426、432ほか。
- (8) 正法寺文書第8箱 171。
- (9) 正法寺文書第8箱 170・172。
- (10) 正法寺文書第8箱 175。
- (11) 正法寺文書第7箱 653は、奉行所とのやりとりを記録す。同 654・655は奉行所あての返答書の下書きである。
- (12) 枚方市『枚方市史』第9巻 史料IV近世編 VII諸日記 一〇見聞録 502頁、一二見聞録 572頁。
- (13) 正法寺文書第7箱 325。
- (14) 正法寺末寺は、「六国蓮宗精舎旧詞第41冊」（宗書保存会編『続浄土宗全書』19、昭和3年所収）では、西光寺・九品寺・淨音寺・万称寺・円通院・聖賢院・福田寺・宝光庵・了徳庵・玉樹院・慶祐庵・良福庵・安心庵・林香庵・福寿庵・宝寿庵・正光庵・岫雲庵の18ヶ寺を上げる。121頁絵図に描かれているように、多くが本寺正法寺に近い志水町に所在する。これらの寺は、万称寺をはじめとする8ヶ寺を末寺中とし、安心庵・福寿庵・林香庵・慶祐庵・良福庵・正光庵・宝寿庵の7ヶ寺を中方中と称し、末寺中と中方中に分けられていた。その位置つけ等は不明であるが、中方は比較的小さい庵寺である。末寺8ヶ寺の内、3ヶ寺は浄土宗三十六ヶ寺組に属し、森町にある西光寺は12石2斗9升3合、神原町の宝光庵は3石8斗6升7合、神原町の円通庵は16石3斗3升3合の朱印地を領する。
- (15) 正法寺文書第7箱 640、延享3年2月万称寺境内地間数届書、第13箱 28、延享2年12月万称寺由緒届書。
- (16) 正法寺文書第7箱 931、寛保3年万称寺絵図。
- (17) 八幡市『八幡市史』2巻第5編近世の八幡 第7章第1節 337頁～。
- (18) 前掲(14)第4節 367頁～に概略を記すが、ここで社士日記原本から事件の経過をたどる。
- (19) 万称寺跡の項、前掲(3)。社士日記明治5年ほか。
- (20) 石清水八幡宮『八幡宮史』第6輯。
- (21) 拙稿「近世石清水八幡宮の石高一新史料「八幡宮筆記」を中心に一」に史料翻刻を掲載。（京都府立総合資料館『総合資料館紀要』36号、平成20年3月所収）、また「仕丁座、嶋村・辻村・中島・大津・平井補之十八人」とある。神馬別当は、神馬の世話を担当する神馬飼神人を指すと思われ、仕丁座・香華座とともに三座組を組織していた。
- (22) 「各社神官身分処置士族平民並新神官申付之請書留」京都府庁文書、明治6年4月、31-1-16～28男山八幡宮、京都府立総合資料館。
- (23) 前掲(9)、一三見聞録 645頁。
- (24) 拙稿「八幡市の文化遺産と調査の歩み」、京都府立大学歴史学科『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図』京都府立大学文化遺産叢書第3集、2010年3月。
- (25) 八幡町役場『八幡町誌』第2篇第6章第3節歴代区長、昭和13年。今中伊兵衛は第2区区長を昭和

8年6月2日から少なくとも町誌刊行に至るまで在職している。

- (26) 今中伊兵衛は、八幡壇所町の青林庵内で得度し瑞山慧俊と号して、境内に昭和14年8月「昭和聖戦 戦没英靈供養塔」を建立している。
- (27) 今中伊兵衛『正平塚建立由来記』昭和20年。今中伊兵衛75才の著述。
- (28) 前掲(3)、吾妻与五郎墓の項。
- (29) 奈良国立博物館編『西国三十三所観音靈場の祈りと美』特別展図録、平成20年7月。
- (30) 田中淳一郎「南山城の三昧聖」(細川涼一編『三昧聖の研究』、硯文社、2001年)、東昇「近世後期八幡神領の病・死・墓—社土日記と墓地—」(菱田哲郎編『南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究』京都府立大学文化遺産叢書第1集、2009年)。
- (31) 前掲(22)。
- (32) 『京都町触集成』1211、天保2年4月、近年百姓町人共が身分不相応の葬式を行い、壮大な石碑を建て、院号・居士号を付けているが、今後は僧侶は10名まで、墓石の高さは台石とともに4尺を限りとする触れが、御料私領社寺領にもれなく出されている。『御触書天保集成』5542、享和3年7月、先年より度々目立つ葬儀を禁止している。葬儀とともに富有な百姓町人の墓石も立派になっていった。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4
	(表)

- 1 聞き取り調査の様子
- 2 善法律寺と紅葉（提供：善法律寺）
- 3 石造物調査の様子
- 4 安居橋と桜（撮影：中井正寛氏）
- 5 中ノ山墓地 十三仏の阿弥陀像（撮影：中井正寛氏）



京都府立大学文化遺産叢書 第4集

八幡地域の古文書・石造物・景観 －地域文化遺産の情報化－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

竹中 友里代（同 特任助教）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2011年3月31日

印 刷 三星商事印刷株式会社

〒 604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル